

令和元年 8 月

令和2年度
税制改正等要望書

日本ワイナリー協会

理事長 長林 道生

令和 2 年度税制改正等要望項目

要望 1 「日本ワイン」に対する酒税の軽減 税率制度の導入 1 頁

日本ワインは、国産ぶどうを使用して製造したワインとして、平成 30 年 10 月から「果実酒等の製法品質表示基準」が適用されており、割高な国産ぶどうを原料として製造した日本ワインに対する酒税の軽減税率制度を導入していただくよう要望します。

要望 2 ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小 ワイナリーへの配慮 2 頁

日本のワイン市場は輸入ワインが 7 割を占め、関税が即時撤廃された場合には、中小ワイナリーの受けるダメージが大きいことから、ワイン等の関税撤廃に当たっては激変緩和のための配慮を要望します。

要望 3 ワインの低アルコール分のものに対する 低額税率の適用 3 頁

現在の 80,000 円/kl の課税を、多様化する消費者ニーズに対応するため、アルコール分 8 度未満のワインについて低額の税率適用区分を設けられるよう要望します。

要望 4 品目の例外表示としてぶどうを原料とする果実酒に「ワイン」の呼称を新設

・・・・・・・・ 4 頁

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 5 に基づく品目の例外表示の対象として果実酒を追加し、「ワイン」の呼称によることができるよう要望します。

要望 5 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度等の導入

・・・・・・・・ 5 頁

1 酒税は、酒類を消費した消費者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中にコストとして織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が酒類を飲用消費する段階で、その酒類商品に含まれる酒税相当額を支払い負担しているという仕組みとなっています。

そこで、酒類が流通市場に滞留し消費者の消費段階に至らずに滅失、変質等により消費できないことが明らかな場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

2 流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経

過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付される制度を創設していただくよう要望します。

3 また、廃棄処理施設で廃棄した場合、同施設が発行する廃棄証明書に基づいて酒税の控除が受けられるよう要望します。

要望 6 制度の簡素合理化

・・・・・・・・・・ 8 頁

酒税法に規定する申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

要望1 「日本ワイン」に対する酒税の軽減税率制度の導入

〔要旨〕

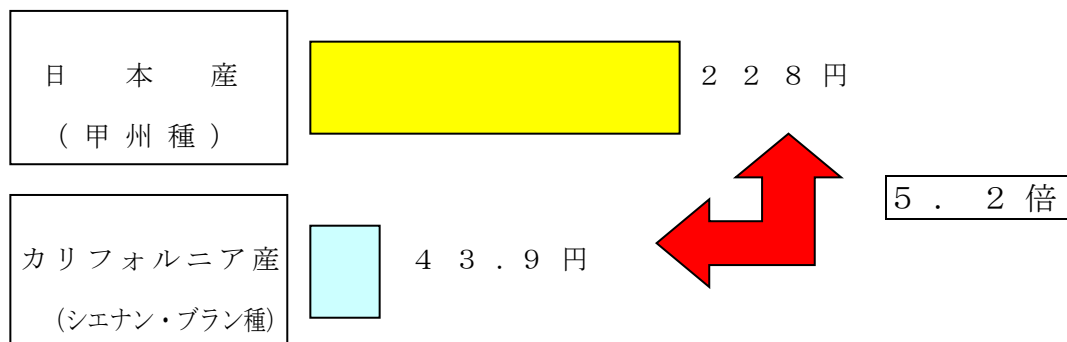
日本ワインは、国産ぶどうを使用して製造したワインとして、平成30年10月から「果実酒等の製法品質表示基準」が適用されており、割高な国産ぶどうを原料として製造した日本ワインに対する酒税の軽減税率制度が導入されるよう要望します。

〔説明〕

- (1) ワイン醸造用の国産ぶどう価格は、外国のぶどう価格に比べ極めて割高となっており（別表）、国産ワイン業界は輸入ワインに対してコスト面で大きなハンディキャップを背負って競争するという状況にあり、ワイン製造者の経営の圧迫要因にもなっています。
- (2) 日本ワインの発展のためには国産原料の安定的確保が肝要であり、日本ワインの酒税の税率を低率にすることにより、結果として国産果実生産者の生産を奨励する必要があります。
- (3) 国産果実の生産奨励と日本ワイン製造者の国際的な競争条件を公平・適正なものにするため、割高な国産ぶどう使用の日本ワインに対する酒税の軽減税率制度を導入されるよう要望します。

（別表）ワインの原料用ぶどうの内外価格の比較

（平成30年産1kg当たり）



要望 2 ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小ワイナリーへの配慮

〔要旨〕

日本のワイン市場は輸入ワインが7割を占め、関税が即時撤廃された場合には、中小ワイナリーの受けるダメージが大きいことから、ワイン等の関税撤廃に当たっては激変緩和のための配慮を要望します。

〔説明〕

国内のワイン市場では輸入ワインが7割を占める状況であり、関税が即時撤廃されるような事態が生じた場合には、安価な輸入ワインが一層増加し、ただでさえ苦しい経営を強いられている中小ワイナリーにとって大きな脅威と経営面のダメージは計り知れません。

近年、日本ワインが国内外に注目されるようになってきており、各ワイナリーも日本ワインの醸造に力を注ぎ、設備投資や品質向上を図り経営体制の改善や日本ワインの市場拡大に努めている途上にあります。こうした時期に、中小ワイナリーの経営がゆらぐ事態を招くことは、日本ワイン市場のみならず、ぶどう農家を含む地域経済の活性化等にとって大きなマイナスとなります。

このため、ワイン等の関税撤廃に当たっては、激変緩和のための一定期間の猶予等の緩和措置を設けていただきますよう強く要望します。

要望 3 ワインの低アルコール分のものに対する低額税率の適用

〔要旨〕

現在の 80,000 円/kl の課税を、多様化する消費者ニーズに対応するため、アルコール分 8 度未満のワインについて低額の税率適用区分を設けられるよう要望します。

〔説明〕

- (1) 近年消費者の嗜好は多様化し、これに呼応してアルコール分 3 度という低アルコール分のワインも商品開発され消費者に受け入れられており、今後、この分野は拡大の傾向にあります。

低アルコール分のワインであっても通常のワインの税額（8 万円）の負担を余儀なくされており、アルコール分 3 度のワインと 12 度前後のワインが同額の酒税を負担しているのは、不均衡であり極めて疑問と言わざるを得ません。

- (2) 低アルコール分のワインの税負担の公平化を図り、多様化する消費者ニーズに対応することができるよう、低アルコール分（アルコール分 8 度未満）のワインについて、低額な税率適用区分を導入されるよう要望します。

要望 4 品目の例外表示としてぶどうを原料とする果実酒に「ワイン」の呼称を新設

〔要旨〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第 11 条の 5 に基づく品目の例外表示の対象として果実酒を追加し、「ワイン」の呼称によることができるよう要望します。

〔説明〕

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 5 は、酒類の販売容器に品目の表示をすることとされています。また、同法施行令第 8 条の 3 第 4 項において、当該品目の表示は、一般に慣熟した呼称があるものは、財務省令で定める呼称によることができるとされています。

果実酒のうち、ぶどうを原料とした果実酒は、一般社会における呼称では、「ワイン」と呼ばれ、日常的な名称として広く慣熟しているものと言えます。

また、我が国における果実酒市場の分布においては、輸入される果実酒が 7 割近くを占めており、それらの果実酒も広く一般的な呼称として「ワイン」と表現されて流通しております。

商品ラベルのデザイン面や国際的な流通形態からも「果実酒」という品目の表示ではなく、「ワイン」という一般に慣熟した呼称のほうが、消費者は理解しやすい現状と言えます。

また、情報媒体における呼称も果実酒ではなく「ワイン」と言われております。

こうしたことから、同法施行規則第 11 条の 5 の品目の例外表示の対象に果実酒を追加し、「ワイン」の表示とすることができるよう要望します。

要望 5 流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度等の導入

〔要旨〕

- 1 酒税は、酒類を消費した消費者が負担する間接税であり、酒類製造者が納付したものが商品代金の中にコストとして織り込まれ、販売業者を通じて消費者まで転嫁し、最終的に消費者が酒類を飲用消費する段階で、その酒類商品に含まれる酒税相当額を支払い負担しているという仕組みとなっています。

そこで、酒類が流通市場に滞留し消費者の消費段階に至らずに滅失、変質等により消費できないことが明らかなる場合は、当然酒税額は還付されるべきであります。

- 2 流通市場の酒類販売業者の所持する酒類について、①被災した場合、②変質・季節等の経過により廃棄した場合、現行法では酒類販売業者に直接酒税を還付する制度がありません。

酒類販売業者が、酒類の被災場所や廃棄場所の所轄税務署長の確認を受けた場合は、酒類の仕入代金に含めて酒税を負担している酒類販売業者に直接酒税を還付される制度を創設していただくよう要望します。

- 3 また、廃棄処理施設で廃棄した場合、同施設が発行する廃棄証明書に基づいて酒税の控除が受けられるよう要望します。

[説明]

- (1) 現在、流通市場にある酒類が被災した場合、それらに係る酒税は、その納税義務者である酒類製造者等を通じて被災者に還付する制度となっています。

しかし、流通段階における酒類販売業者の書類の整理が煩雑で不十分なことが理由で、酒類製造者等が還付申請した酒税相当額について、国から還付を受けられないケースがあり、当該酒税相当額は酒類製造者等の負担となっています。また、このような手続きを行う被災酒類の酒税の還付に要する事務処理負担は大きいものがあります。

- (2) 流通市場にある酒類が変質し消費者に販売することが出来なくなった場合、酒類販売業者が廃棄しても酒税の還付を受けられないため、現状は、返品可能な場合には酒類製造場へ現物を返品し、酒類製造者が戻入れ控除を受け、酒類販売業者へ酒税分を還付していますが、酒類を製造場に戻す事務処理と物流経費が大きな負担となっています。

- (3) 流通市場にある季節を限定した酒類及び賞味期限を付した酒類を消費者に販売することが出来なくなった場合、流通市場から酒類製造場まで返品しても、最終的には廃棄しており返品のための物流経費が無駄になっています。

- (4) そこで、流通市場にある酒類販売業者が所持する酒類が、被災した時に被災場所の所轄税務署長がその数量等を確認した場合及び変質等のため廃棄する場合には、所轄税務署長の確認を受けた場合は、手持品戻税制度の例に倣い、被災者又は廃棄する者である酒類販売業者に酒税を直接還付する制度を創設していただくよう要望します。

- (5) また、酒類製造場ではない公害関連施設を完備した処理工場又は公的処理施設において酒類を廃棄した場合は、これらの廃棄処理施設が廃棄を証明した書類に基づき、酒税の納税申告書において酒税の控除が受けられるよう要望します。

要望 6 制度の簡素合理化

〔要旨〕

酒税法に規定する申告・届出等の義務規定の廃止及び実情に合った措置の導入をするなど、簡素合理化を図られるよう要望します。

〔説明〕

酒税法は、酒類製造者に対し、申告、届出、承認、許可等の多くの義務規定を定めています。

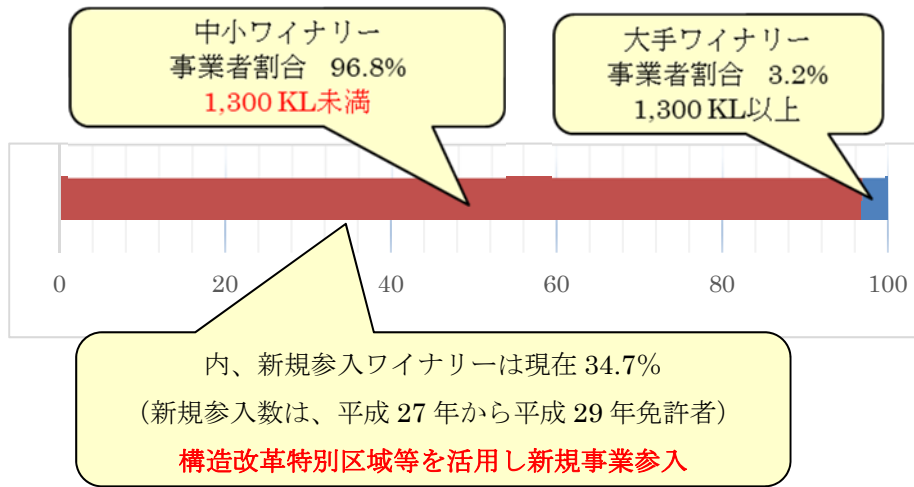
これらの義務規定は、今日の酒税が移出課税で、かつ、申告納税制度であることを考えますと、存続させる必要性のない規定が多く、事前チェック方式ではなく、事業者の主体性を保持させることで対応可能なものもあります。新しい時代に適合するよう酒税法の抜本的な見直しを行い、多くの要望事項の実現を図られるよう要望します。

例えば、

- ・ 課税済酒類の輸出還付制度の新設
- ・ 記帳義務の簡素化、記帳事項の省略

国内ワイナリーの現状

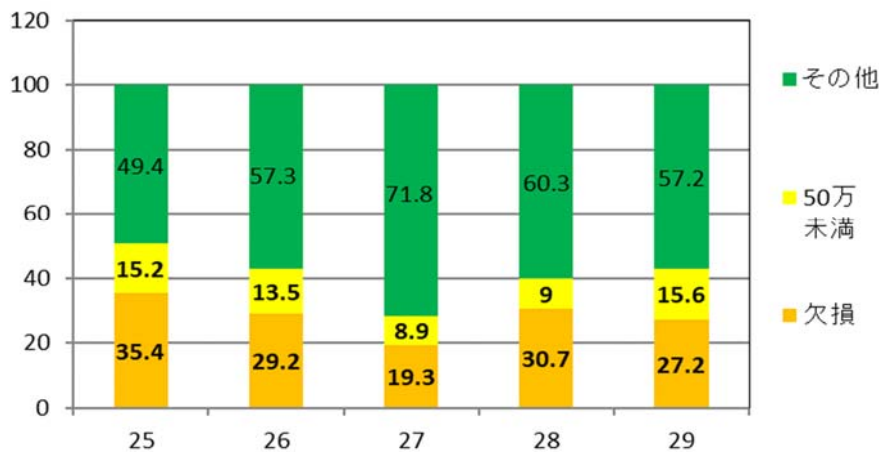
1 ワイナリーの課税移出数量分布



中小ワイナリーが
約97%を占める現状

新規参入事業者は
約35%へ拡大

2 ワイナリーの経営状況 (営業利益)



中小ワイナリーは
日本ワイン製造者

国産の割高な原料ぶ
どうを使用しており
4割超 経営基盤脆弱

3 国内製造ワイン・輸入ワインの課税数量の推移 (単位千ℓ) 及び輸入品の数量割合



ワイン市場の約7割
が輸入ワイン

関税撤廃により更な
るシェア拡大
国内事業者は厳し
い環境

中小事業者への支援、地方創生の推進

約 97%を占める中小ワイナリーが支援を要望
うち、新規参入事業者が約 35%へ拡大



税制改正要望事項

- ①「日本ワイン」に対する酒税の軽減税率制度の導入
- ②ワイン等の関税の撤廃に当たっての中小ワイナリーへの配慮
- ③ワインの低アルコール分のものに対する低額税率の適用
- ④品目の例外表示にぶどうを原料とする果実酒を「ワイン」の呼称を新設
- ⑤流通市場における被災酒類及び変質等酒類の酒税現地還付制度の導入
- ⑥酒税制度の簡素合理化

税制改正以外の要望事項

- ①日本ワイン原料用ぶどうの生産圃場の確保支援(大規模農地確保等)
- ②日本ワイン原料用ぶどうの育成支援(苗木確保のための輸入手続きの緩和、優良苗木の確保支援等)